



八千代市農業委員会だより



八千代の梨の始まり

写真提供：⊗豊梨園・⊕梨園

八千代市の梨づくりは、現在では市内各地で行われており、梨は八千代市の特産物となっています。市内で栽培している品種は20種類以上にもなりますが、八千代市の梨づくりは、どのようにして始まったのでしょうか。

『わたしたちの八千代市（平成7年度版）』によると、八千代市における梨づくりは、大正3年（1914年）頃に現在の村上の宮内地区で、宮崎湊さん（当時20歳）と宮崎規矩治さん（当時18歳）の2人によって始められました。2人は、近所に住む仲の良い友達だったそうです。

2人が暮らす集落では、当時は芋・麦・養蚕を主流としていましたが、重労働の割には収入が少なかったため、人々は苦しい生活をしていました。

このような状況で、千葉県茂原の農業学校で学んでいた湊さんは、梨づくりをして生活しているところがあることを知り、今の生活を少しでも良くするため、規矩治さんと梨の栽培を始めることにしたのです。

それから2人は、埼玉県の安行と千葉県の佐倉の両地から苗木を導入し、移植することに成功しました。しかし、初めての梨づくりは分からないことだらけで、栽培方法や病害虫の駆除に四苦八苦し、やっとのことで実がなっても売り物にならないなど、苦しい時期が続きました。

梨づくりの技術等について一から学ぶため、先に梨づくりをしていた市川市と松戸市の農家さんのところに、自転車で何度も通ったそうです。熱意がすごいですね！



そんな苦勞の末、ついに売りに出せるような梨ができましたが、2人は現状に満足せず、梨の改良研究に励みました。その結果、彼らの作った梨は、「阿蘇梨」の名で東京市場に出荷されるまでに至りました。2人は、並々ならぬ努力により培ってきた技術を惜しみなく周囲の人たちにも教え広めました。こうして、梨づくりは他の集落にも広まっていったのです。

涙さんと規矩治さんのはたらきをいつまでも人々に伝えるため、昭和37年に、2人の家の近くに「^{しょうとくのひ}頌徳之碑」が建てられました。

涙さんと規矩治さんの功績を称えた「頌徳之碑」(村上梨集出荷場の横) 提供：八千代市立郷土博物館▶



参考：「八千代市の歴史 通史編 下」(八千代市史編さん委員会／編集、八千代市／発行)「わたしたちの八千代市 平成7年度版」(わたしたちの八千代市改訂委員会／編集、八千代市教育委員会／発行)

継承される梨づくり

涙さんと規矩治さんの絶え間ない努力を礎に、その後も研究を続け、梨づくりに力を注いできた方々のおかげで、今日私たちはたくさんの種類の美味しい梨を食べることができているのですね。

そんな八千代の梨づくりの先覚者である涙さんと規矩治さんの両家では、現在、それぞれ4代目が継承して頑張っています。



▲涙さんのご子孫である宮崎貴文さん(左)
規矩治さんのご子孫である宮崎徹さん(右)



▲涙さんが植えた梨の木(左)と規矩治さんが植えた梨の木(右)は今も健在です 提供：八千代市立郷土博物館



▲宮崎貴文さん(⊗ 豊梨園にて)



▲宮崎徹さん(⊕ 梨園にて)

「令和4年度八千代市農業施策に関する意見書」への回答について

農業委員会から服部友則市長へ提出した「令和4年度八千代市農業施策に関する意見書」の回答が令和4年1月18日付けでありました。

市長からの回答にご意見がある場合は、地元の農業委員及び推進委員、または農業委員会事務局へご連絡ください。

意見書への回答は次のとおりです。

1 遊休農地対策及び担い手の確保について

【意見(概要)】

八千代市において、多面的機能支払交付金制度を活用し事業を実施している地区では遊休農地が解消されているため、より制度の普及に努めていただきたい。

また、八千代市の農業を持続させていくため、新規就農希望者の農業の知識・技術習得等の支援をされたい。

【回答】

遊休農地対策及び担い手の確保につきましても、市といたしましても、今後の農業行政に対して重要な問題と捉えております。

遊休農地の解消に向けて、土地改良事業等を推進することで、遊休農地対策及び担い手の確保という双方の問題を解消できると考えております。

今後も、他地区での土地改良事業実施を図れるよう努めてまいります。

一方、現状の水田においてですが、多面的機能発揮促進事業や人・農地プランによって、桑納川地区、麦丸地区、保品地区、尾崎地区で事業を行い、課題の解消に向け進めております。

多面的機能発揮促進事業は、面積要件や集落単位の縛りはなく、水系単位でも行えることから農家の方々から事業について説明依頼があった際には、職員が直接農家を訪問するなどして、事業活用の推進に向けて努めてまいります。

なお、本事業については、八千代市土地改良事業推進協議会の総会でも各改良区等の代表者へは、周知しております。

新規就農者のサポートにつきましても八千代市農業次世代人材投資事業の中でサポート体制を整え、県農業事務所、JA八千代市、農業委員、農地利用最適化推進委員と改善に向けて進めているところです。

2 有害鳥獣及び害虫対策について

【意見(概要)】

有害鳥獣による被害を最小限に抑えるのに有効な多目的防災網の設置費に対し県から補助があるが、十分ではないため、市単独の上乗せ補助を検討されたい。

また、害虫による水稻の被害を抑えるのに有効な植物防疫事業による空中散布に係る費用が、大きな農地面積を有する農家には負担となっており、市からの補助額を増やし、農家負担の軽減を図られたい。

【回答】

多目的防災網の設置につきましては、市補助分を要求いたしました。が、予算措置には至りませんでした。今後も、農業発展を図るため補助の必要性を説明し、継続し

て予算措置に努めてまいります。

また、植物防疫事業につきましては、農業者団体が行う水稻に有害な病虫害を駆除する薬剤の散布を支援し、水田農業の振興を図ることを目的に、その事業費の一部を前年度と同様の予算措置をいたしました。今後も、農家負担が軽減できるよう予算措置に向けて協議してまいります。

3 人・農地プランの策定について

【意見(概要)】

意欲的な担い手への農地集積の促進に欠かせない「人・農地プラン」の策定は急務であるため、現在公表されている工程表に沿った実質化に向けて、着実に推進されたい。

さらに、農業者と行政との積極的な情報共有に取り組みられたい。

【回答】

「人・農地プランの実質化」について、今年度尾崎地区の実質化が完了しました。コロナ禍においても実質化を進めていくため、同地区では郵送によるアンケートを活用し、地域の意見を聴取するな

ど、工夫をしながら実施いたしました。

現在工程表を公表している、二地区（島田・島田谷津、麦丸）についても尾崎地区を参考にしながら、引き続き推進を図ってまいります。

桑納川地区については、基盤整備事業の「経営体育成基盤整備促進計画」（以下、「促進計画」という。）の更新をもって実質化された人・農地プランとみなすこととしております。

現在、基盤整備事業における地区界測量等が停顿しておりますが、地元と親密な関係を維持していくため、情報交換を行いケアに努めながら促進計画の更新作業を推進してまいります。

最後に、国による人・農地プラン等の関連施策の見直しがあるなか、十年後に目指すべき農地の効果的・総合的な利用の姿を明確にする「目標地図」を作成することとされました。今後、国の動向にも注視しながら、農業委員等の皆さまとワンチームになり、事業を推進してまいりたいと考えております。

4 スマート農業の推進について

【意見(概要)】

県内では、自動運転による農耕機械の試験圃場を作るなど、新しい技術の導入を積極的に模索している自治体もある。

本市においても、先進技術の導入を目指し、情報収集に努めていただきたい。

【回答】

本市といたしましても、国産農産物の需要増加を促進させるためにも、生産性向上に資するスマート農業の普及が必要であると考えております。

国においても、スマート農業の全国展開に向けた導入支援を進めていくことから、本市においても、今後、関係機関と連携して情報収集に努めてまいります。

農地の利用状況調査について

遊休農地の現状把握のため、農地法に基づき毎年1回農地の利用状況調査を実施しています。

令和3年度の結果は「表1」のとおりです。

[表1] 令和3年度 農地利用状況調査結果

単位：㎡

区分 地目	農地		非農地	計
	2号遊休農地	1号遊休農地		
田	150,723	514,319	48,234	713,276
畑	69,555	242,305	88,205	400,065
計	220,278	756,624	136,439	1,113,341

農家の皆様におかれましては、ご協力いただきありがとうございます。

* 2号遊休農地:

雑草が繁茂しているが、トラクター・耕運機等を利用して耕作が可能となる農地

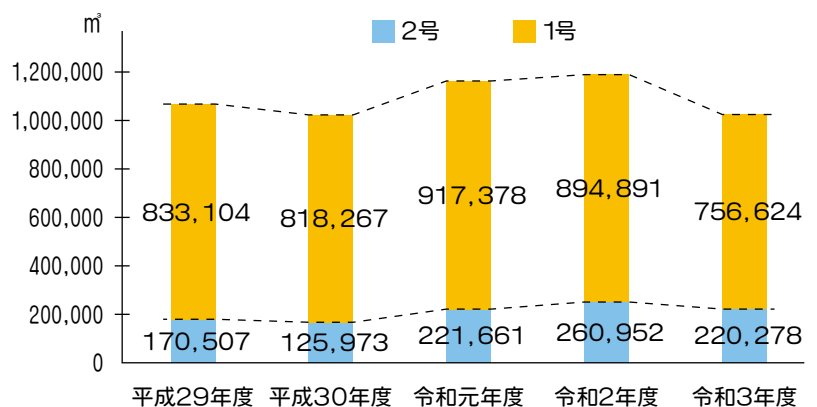
* 1号遊休農地:

トラクター・耕運機等を利用して耕作が可能とならない農地

* 非農地:

山林や原野化する等、農地に復元することが困難な農地

[参考] 直近5年の遊休農地面積の推移



次回は令和4年8月に実施する予定です。調査の際は、農地に立ち入ることがありますので、ご理解とご協力をお願いします。

また、利用状況調査の結果、遊休農地と判定された場合は、農地の所有者に対し利用意向調査を行いますので、併せてご協力をお願いします。



知っていますか？

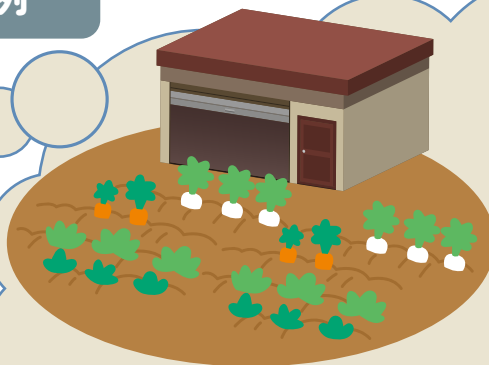
農地の権利に関する手続きのこと②



今回は、「農地を農地のまま利用する目的で売るまたは貸す時」について説明しました。

本来、農地は農地として利用することが原則ですが、事情や状況などによっては、農地を農地以外のものにして利用すること（これを「農地転用」といいます。）が認められる場合があります。

農地転用の一例



① 農機具を入れる倉庫が必要よね…



② 子供たちの家を建てたいな…

その他、 ●一定期間建設残土を置く ●駐車場または資材置場として利用する など

ただし、農地転用をするには、農地のある場所が市街化区域内では届出、その他の区域では許可が必要です。

無断で農地転用をした場合、法律により、農地の所有者も含め罰則が与えられることがあります。



農地転用を考えている場合は、

まずは、**農業委員及び推進委員または農業委員会事務局にご相談ください。**

※計画の内容や農地の立地状況などによっては、転用ができない場合があります。

【問い合わせ】

農業委員会事務局（市役所6階） ☎421-6793（直通）



八千代市農地賃借料

令和3年1月から12月までの農地法第3条の賃借権設定と農業経営基盤強化促進法の利用権設定による賃借料は、【表2・表3】のとおりです。

この賃借料情報は、農地の貸し借りをする場合の参考のために、申請内容に基づき集計したものですので、実際に賃借料を決定する際は、貸し手と借り手の両者でよく協議してください。

【表2】 田(水稲)の部

(単位：円／10a、筆、件)

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	件数
第1区	11,000	11,000	11,000	4	1
第2区	7,700	10,000	1,900	21	7
第3区	12,700	16,500	5,500	33	16
(参考)八千代市平均	10,800			58	24

【表3】 畑(普通畑)の部

(単位：円／10a、筆、件)

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	件数
第1区	—	—	—	—	—
第2区	14,000	38,500	6,700	18	8
第3区	22,700	30,000	14,800	9	4
(参考)八千代市平均	16,900			27	12

*1 第1区：概ね旧大和田町（大和田、萱田、ゆりのき台、萱田町、高津、高津東、八千代台、大和田新田、緑が丘、緑が丘西）

第2区：概ね旧睦村（小池、真木野、神久保、島田台、大学町、平戸、佐山、島田、桑納、桑橋、吉橋、尾崎、麦丸）

第3区：概ね旧阿蘇村（勝田、下市場、勝田台、勝田台南、勝田台北、村上、村上南、米本、神野、保品、堀の内、上高野、下高野）

*2 データ数は、集計に用いた筆数。

金額は、算出結果を四捨五入し100円単位となっています。

*3 物納としているデータは米60kg当たり11,000円に換算しています。

*4 件数は、賃貸借権設定数（貸主、借主が同一の場合1件）。

その他、これに含まない使用貸借権（賃料0円）の設定数は30件（74筆）。

*5 [(参考)八千代市平均]の平均額は、全てのデータ（筆）の平均額。

*6 賃借料情報には水利費等の諸経費が含まれている場合があります。

下限面積 (別段の面積)

八千代市農業委員会では、農地の権利取得要件の1つである下限面積が適正であるかを毎年検討しており、令和4年1月の総会において、下限面積を引き続き30アール(市内全域)とすることに決定しました。

☞八千代市では、新規就農や農業の承継を促進するため、令和2年1月に下限面積を50アールから30アールに引き下げています。

あなたの老後は大丈夫ですか？

	日本人の健康寿命※1	日本人の平均寿命※2	65歳の平均余命※3	農業者
男性	約72歳	約81歳	約20年(85歳)	約22年(87歳)
女性	約75歳	約87歳	約24年(89歳)	約27年(92歳)

※1「健康寿命」：日常的な医療・介護に依存しない自立した生活ができる生存期間

※2「平均寿命」：0歳時における平均余命

※3「平均余命」：あと何年生きられるかという平均的な期待値

○国民年金だけでは…

国民年金の保険料を夫婦とも20歳から60歳まで満額支払った場合に受け取れる年金額は、1人月額約6万5千円とされています。(令和3年4月現在)



農業者の方には、上乗せ年金として

「**農業者年金**」という制度があります！

※一定の要件を満たす35歳未満の方は、月額1万円から加入できるようになりました。

加入要件

- ▶ 年間60日以上農業に従事
- ▶ 国民年金第1号被保険者(納付免除者を除く)
- ▶ 20歳以上60歳未満

- 保険料(月額2万※～6万7千円)を選べる
- 自分が積み立てた分は自分で受け取れる生涯受け取れる
- 80歳前に死亡した場合は死亡一時金が遺族へ
- 保険料は全額が社会保険料控除の対象(=節税)

「もっと詳しく知りたい!」などありましたら、お気軽にお電話ください。

【問い合わせ】JA八千代市 ☎450-3711 農業委員会事務局 ☎421-6793(直通)

女性委員のご紹介 3/3



黒崎 玲子 農業委員
就任：平成29年度
担当：上高野・下高野地区



黒澤京子 推進委員
就任：令和2年度
担当：佐山・平戸地区

これまで、黒崎玲子委員の就農から委員就任までについて紹介してきました。
今回が最終回となります。

前回



農業委員として、物事を動かしたいとかの希望はあったんですか？

女性委員の増員を願って



私の思い通りにしたとか、そういうことではないんです。ただ、時代に即さない意見だけを見て、問題が解決

していかないこともあるので、男性の感性の良い部分と女性の感性の良い部分をうまく取り入れていけば、物事が良い方向に向かっていくと思っんですよね。



平成30年撮影
意見書策定委員会の一員として、農業施策に関する要望を市長へ伝えています！



何だろう。若さなのか。パワーを感じる！

女性委員が2名になったが



嬉しいですし、非常に心強くなりましたよ。



ただ、もう少し増えるといいですね。



本当に、そう思います！



最後に、女性農家さんへメッセージを。



農家は、女性の力強いパワーに支えられていると思うんですよね。

だからこそ、そういうエネルギーを八千代市の農業全体に反映して、楽しく、活力ある街となるよう、共に頑張っていきましょう！



ありがとうございますました。



女性農家の皆さん、一緒に八千代市の農業を盛り上げませんか？「やってみたいな」という気持ちがあってもありません。

地元の農業委員、推進委員または事務局にご連絡ください！

編集後記

農業にも新しい風が必要だと思いますが、農業経営で費用を圧迫するものはやはり機械と設備ではないでしょうか。

常時稼働している設備はいいとしても、年に限られた日数しか稼働しない農機具は、限界まで使用する他ないのが実情です。新しい技術でそのあたりの改善がなされないと、零細農家は苦しくなるばかりですね。

(広報委員 佐藤 孝之)

令和4年3月発行
第48号

発行 八千代市農業委員会
編集 広報委員会

〒276-8501
八千代市大和田新田312-5
電話047(421)6793
URL <http://www.city.yachiyo.chiba.jp/500500/index.html>